令和８年（フ）第３３６号
鹿児島市東郡元町５番５号　サンパティーク東郡元206号、前住所鹿児島市新屋敷町23番20号　サインパレス403号
債務者　宮原　博子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３９号
鹿児島市池之上町４－３　コーポユリ101号
債務者　救　明日香
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第３１８号
熊本市中央区帯山４丁目１２番２１号　ハイツ曙２０６、転入前住所熊本市北区清水岩倉２丁目２１番１２号
破産者　橋口　邦隆
1　主文　当裁判所が令和８年７月１５日午後２時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「熊本市北区清水岩倉２丁目２１番１２号」とあるのを「熊本市中央区帯山４丁目１２番２１号　ハイツ曙２０６、転入前住所熊本市北区清水岩倉２丁目２１番１２号」と更正する。
2　決定年月日　令和８年８月１３日
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

令和６年（フ）第７８０号
栃木県鹿沼市坂田山２丁目33番地、開始決定時の住所栃木県鹿沼市坂田山４丁目62番地
破産者　関　　静香
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１１６７号
千葉県習志野市谷津３丁目１番41―801号
破産者　宮崎　拓之
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１２７０号
千葉市中央区生実町2154番地29、開始決定時の住所千葉市中央区本千葉町５番６号　アーバンパレス706号
破産者　佐藤　輝美（旧姓田口）
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１１２３号
千葉県船橋市新高根２丁目11番７―202号、開始決定時の住所千葉県船橋市新高根６丁目34番３号
破産者　田口　裕己
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１８０４号
千葉県船橋市二和西４丁目18番38号、開始決定時の住所千葉市中央区仁戸名町102番地６
破産者　三浦　康博
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１８７９号
千葉県市川市欠真間２丁目16番25号
破産者　和幸商事有限会社
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２０１２号
千葉県船橋市藤原６丁目23番１―506号
破産者　有限会社コスモス介護ステーション
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１３２１号
札幌市中央区南１条西６丁目11番地
破産者　株式会社世界紀行
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１４５９号
愛知県小牧市大字舟津字広田1060番地の１
破産者　株式会社名産梱包
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５１３号
岡山市北区青江四丁目20番31号
破産者　株式会社装巧社
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９９１号
広島市西区西観音町４番13号
破産者　松井印刷株式会社
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４７５号
北海道函館市松陰町19番２号
破産者　株式会社カルティベート
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第８０９号
東京都あきる野市伊奈1533番地１ウエスト・プリムラⅡ202号
破産者　久保健太郎
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６１５号
東京都町田市旭町１丁目23番４号平和マンション502
破産者　辻本　英明
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部